その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第５条第２項）によりTier２資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第６条第１項）によりTier２資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier２資本に係る基礎項目の額　(チ)				
Tier２資本に係る調整項目				
自己保有Tier２資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier２資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier２資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第７条第２項）によりTier２資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier２資本に係る調整項目の額　(リ)				
Tier２資本				
Tier２資本の額（(チ)－(リ)）　(ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計（(ト)＋(ヌ)）　(ル)				
リスク・アセット				
資産（オン・バランス）項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を８％で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第７条第２項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				

リスク・アセットの額の合計額　(ヲ)				
連結自己資本比率				
連結普通株式等Tier１比率（(ハ)／(ヲ)）	%		%	
連結Tier１比率（(ト)／(ヲ)）	%		%	
連結総自己資本比率（(ル)／(ヲ)）	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier２資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

１　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

２　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の５第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

３　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。